

沖縄労働局発表
平成25年10月23日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 後藤 稔 賃金室長 大城勝夫 電話：098-868-3421
----	-----------------------------------------------------------

平成25年度沖縄県最低賃金の街頭キャンペーン
— 「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」 —

沖縄県最低賃金 664 円（現行 11 円引き上げ）時間額が、10 月 26 日から発効するのにあわせ、沖縄労働局は、沖縄県、労使団体と共同で街頭キャンペーンを実施します。
【パレットくもじ（シーサー広場）】

1. 趣 旨

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を確保することにより、労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を果たしている。

しかしながら、最低賃金額は賃金や物価等の動向に応じてほぼ毎年改定されていることから、適用される最低賃金額を知らない事業主や労働者が少なからず存在していることに加え、県内では最低賃金近傍の賃金の労働者が少なくない状況です。

このため、「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」をキャッチフレーズとして、改定後の沖縄県最低賃金額の周知を図るとともに、最低賃金制度に対する関係者の理解を深め、その遵法意識の向上を図ることとする。

2. 実施時期

発効の前日（10月25日）

3. 実施方法

日 時 平成25年10月25日(金) 午後5時～午後6時
場 所 パレットくもじ（シーサー広場）

- 内 容
- ① 広場にて「宣伝カー」を使用し、4の参加・協力団体のうち主な団体から挨拶等を受け、最低賃金額（664円）を広くアピールする
 - ② 広場周辺で各団体の協力により「沖縄県の最低賃金」

(別添リーフレット) を配布する

4. 参加・協力機関、
沖縄労働局、沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会、
沖縄県中小企業団体中央会、那覇商工会議所、連合沖縄

5. プログラム

- ① 司会挨拶 (連合)
- ② 沖縄労働局長より挨拶
- ③ 連合沖縄会長より挨拶
- ④ その他

※18:00 終了を目途にチラシ等の配布行動を実施。

沖縄県 で働くすべての方へ。

確認しましょう！ **最低賃金**

664円 時間額

沖縄県のこれまでの最低賃金 **653円**から**11円アップ**↑

[発効日] 平成25年10月26日

※産業によって、特定(産業別)最低賃金が定められているものがあります。

パートやアルバイトなどの
雇用形態にも適用されます！

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

- 最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存知ですか？
- 賃金は最低賃金額以上になっていますか？
- 使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

スマホ、携帯で調べよう！ 自分の賃金と比べよう！



パソコンでも最低賃金がチェックできます！

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度

検索

最低賃金に関するお問い合わせは沖縄労働局または最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省

最低賃金制度とは？

POINT



働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上になっているかの

チェック方法は？

POINT



支払われる賃金※と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

(1) 時間給の場合

$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(2) 日給の場合

$\text{日給} \div 1 \text{日平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、

$\text{日給} \geq \text{最低賃金額 (日額)}$

(3) 月給の場合

$\text{月給} \div 1 \text{か月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

